

# 令和3年度 第4回山梨県公立大学法人評価委員会次第

【日 時】 令和4年3月16日（水）午前10時から

【開催方法】 テレビ会議システム（Zoom）

## 開 会

1 委員紹介

2 県民生活部次長あいさつ

3 委員長の選出、委員長職務代理者の指名

2 議 題

(1) 令和3年度第2回及び第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要  
(案) について

(2) 公立大学法人山梨県立大学の次期中期計画について

(3) その他

## 閉 会

### 【配付資料】

資料1-1 令和3年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）

資料1-2 令和3年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）

資料2 公立大学法人山梨県立大学 第三期中期計画（素案）

資料3 公立大学法人山梨県立大学 第三期中期計画対照表

参考資料1-1 第三期中期目標改定のポイント

参考資料1-2 公立大学法人山梨県立大学 第三期中期目標

参考資料2 第三期中期計画（素案）に係る補足資料

参考資料3 大学施設の長寿命化計画（改正案）

参考資料4 山梨県公立大学法人評価委員会条例

# 【資料1-1】

## 令和3年度第2回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要（案）

- 1 日 時 令和3年8月25日（水）午前10時00分～午前11時40分
- 2 場 所 山梨県庁本館2階県民生活部会議室 他（Web会議による）
- 3 出席者 委員 金丸康信 島田眞路 徳永保 一瀬礼子 山口由美子  
法人 早川理事長 保坂副理事長 吉田理事 ほか  
事務局 小林県民生活部次長 小林私学・科学振興課長 ほか

### <議題>

- （1） 令和3年度第1回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）について  
審議の結果、各委員から特段の意見なく、案のとおり了承。

### <議題>

- （2） 公立大学法人山梨県立大学 令和2年度業務実績に関する評価及び評価結果（案）  
について

#### ◆事務局

資料2により説明。

#### ◆法人

参考資料1により説明。

<審議のため、法人関係者は一時退室>

### 【小項目1の評価について】

#### ○委員長

コメントございますか。

#### ○委員

新型コロナウイルス感染症に対して、柔軟に対応している点でIVとした。

#### ○委員長

中期計画においては、“全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る”ということが決まっている。その中期計画を達成するために各年度取り組んでいるわけであるが、従来の大学教育では、医学部等の国家試験がある大学を除いて、各教員が担当している授業科目を単に寄せ集めたものをカリキュラムと称していたということが多かった。そうではなくて、人材育成目標をまず決めて、それに向けてカリキュラムの概念を作り、そしてそれを構成するものとして授業科目を配置していく、それが授業科目の体系化である。必要な作業としては、人材育成目標の設定は当然であるが、その次に各学科やコースごとに、4年間の授業を通じて、こういった能力を身につけさせるという修得目標を3から4項目ぐらい作る。医学部の場合は7項目ぐらい作っているところが多い。

このような形で修得目標を決めて、それに向けてそれぞれの授業科目がどの程度関連しているのかという形で、授業科目の必修または選択の構造化を行っていくということを我々と

しては求めている。昨年も申しているが、山梨県立大学では、各授業科目に関して、学生がどの程度理解したかという学生向けのアンケートでの確認で終わっており、そもそも中期計画に記載されている“各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る”というところには、全然至っていない。ただ単に“検討ができれば”とか“検討を進める”程度になっており、検討をした結果も実績として記載されていない。

私が空理空論を言っているわけではなくて、全国的に見ても、現に医学部等ではきちんとそういったことがなされている。また、看護学部等でもそれに準じたことは行われており、必要なことは、全部の学部でそういったことを行うということであり、特に今求められていることは、汎用的能力については、大学全体としての全学的な修得目標を作って、それに向けて活動していくことである。

その修得状況の確認の仕方というのは、単に授業の内容が分かったかどうかという学生へのアンケートでは全く不十分である。これについては昨年から指摘しているが、今年もやっていない点で首をかしげざるを得ない。このような理由から評価をⅡとした。

医学部ではきちんとされていると思われるが、いかがか。

○委員

なかなか厳しい評価だと思われる。おっしゃっている内容はよく分かるし、そうあるべきだろうと私も考える。ただ、小項目1についてほとんどやっていないということで、評価をⅡとするのは、ちょっと厳しすぎる気がするので、Ⅲにしておいて、貴重な御意見なので、今後県立大学にこれらの指摘を参考にさせていただいて、それに沿ってやっていただきたい。

○委員長

他の委員いかがでしょうか。

○委員

Ⅲで結構。

○委員長

委員、いかがか。

○委員

鋭意努力されているので、Ⅲで良いと思われる。

○委員長

無理やり厳しい評価をつけるわけではなく、大学にはかなり真剣に考えてもらいたくて、このままだと今年度かなり頑張らないと中期計画自体が達成できない状況にある。中期計画には、授業評価のことは何も書かれていない。中期計画には“各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る”ことしか書かれていないので、今年度頑張らないとカリキュラムの構造化はできない状況である。委員の方々がそんなに厳しい評価でなくても良いということであれば、私も厳しい評価にこだわるわけではないので、良いのかなという気もするが、この教育面については、形だけであまり内容のある努力をきちっとしていないところもある。委員の方々が、Ⅲの評価で良いということであれば、そのようにして、私もあえて厳しいことは言うけれど、全体としての評価は厳しめになることは大学には伝えていただければと思います。

### 【小項目2の評価について】

○委員長

小項目2については、委員のみなさんの評価はⅢで一致しています。

#### 【小項目3の評価について】

○委員長

アクティブラーニングについては、委員が評価Ⅳであるが、コメントはいかがか。

○委員

大学アライアンスやまなしの実績については、新しい年度に入って、これから期待したい。全国初の認定であるので、特筆に値すると思われⅣとした。

○委員長

まだ実績が出ていないということであれば、来年度以降に期待をするということで、評価Ⅲでいかがか。委員、いかがか。

○委員

結構である。

#### 【小項目5の評価について】

○委員長

私だけ評価Ⅳをつけているが、特段どうしてもⅣにしないといけないということでもないので、皆さんがⅢで良いということであれば、Ⅲとしたい。

#### 【「I-1-(1) 教育の成果・内容等に関する目標」の評価について】

○委員長

各小項目の評価が全部Ⅲということになると、自動的に総合評価もAになるが、国立大学法人の評価であれば、当然B相当で「順調」ということになる。全項目Ⅲであれば、自動的にAとすることが適切であるか。

○事務局

大学を取り巻く諸事情等を総合的に考慮して判断いただくことになるため、小項目がすべてⅢだからAということには必ずしもならない。あくまでも目安であるから、各委員の議論に応じての御判断となる。

○委員長

国立大学法人評価の場合は、ほぼ計画どおり順調に進んでいることを示すBが標準となり、ほぼ全てB評価となるのが普通である。

年度計画との比較では問題ないが、中期計画と比べて本当に計画通り進んでいるか、大丈夫なのか、今年度、宿題として溜まってしまうようにも思われる。ここはA評価でもよろしかとも思われるが、県民の皆様にはAという程には進んでいないというコメントを付けたい。この点は県立大学に対して、ある程度は厳しい評価が必要である。中期計画全体をみて、本当に順調に進んでいるかという視点が必要、令和3年度の評価が令和2年度の評価と比較した場合にギャップがあり過ぎるという状況になる可能性がある。その点について心配をしているが、いかがでしょうか。

○委員

委員長のおっしゃっている意味は分かるが、委員長は項目1で評価Ⅱをお付けになられたが、最終的には評価Ⅲとされた。小項目は全部評価Ⅲであるのに、総合評価はBとするのは

整合性が取れないと思われる。項目1が評価Ⅱであれば、総合評価はBで良いと思うが、委員の皆の意見で評価Ⅲとなったとすれば、ここだけ総合評価をBとするのは妥当ではないと思われる。

○委員長

おっしゃるとおりですね。アウトプット評価であって、アウトカム評価ではないということもあり、その問題が出てきてしまう。絶対反対ということはないが、A評価にした場合に法人に評価委員会のコメントが伝わるだろうか。私としては、AとBの中間くらい評価であることを伝えていただきたい。アウトプット評価なので、他の大学と比較してはいけませんが、正直なところ、ほとんどの大学が全学的な修得目標に向けて、何とかやっている中で、山梨県立大学においては全学的な修得目標という言葉さえないこと自体が、私としてはかなり不安を感じる。これについては県の方からかなり強く言っていただくということを条件に、Aということでは仕方ない。

○委員

委員長は大変貴重な意見をおっしゃっているので、Aではあるが、本当はA-かB+ぐらいであることを先生の御意見としてコメント欄に書いていただければいいか。県立大学の方にもそれをお読みいただいて、次へ向かっていただきたい。

○委員長

そういたしましょう。

○委員

私はS評価をつけているが、ここまでの話を伺うと、評価が甘かったかなとも思われるので、特にSでなくても良いです。

○委員長

わかりました。全体の評価としてはAとするが、厳しめのコメントを付けることとしたい。

#### 【小項目14および「I-1-(2)教育の実施体制等に関する目標」の評価について】

○委員長

これについては、小項目が1つしかなく、小項目の1つが評価Ⅲであれば総合評価がAになるのは、国立大学法人評価とは評価の仕方が異なる。国立大学法人評価の場合は、標準がB評価である。評価Ⅲがつくと自動的に総合評価がAになってしまう仕組みは、次回から変えていただけたらと思う。大項目について、特にBにする必要もないためAとするが、次期中期目標期間から評価の取扱いについて、考えていただきたい。

#### 【小項目17及び小項目18の評価について】

○委員長

小項目17については、委員が評価Ⅳとしている。これについてはいかがか。

○委員

今は、こういったことが当たり前かもしれないが、私が学生の頃は放っておかれたわけで、自分の学生時代を振り返ると、しっかりやっていると思うのでⅣとした。

○委員長

私は項目を若干勘違いしていて、小項目17の中の生活困窮者の問題も含めて、項目18を委員と同じような評価でⅣとした。生活困窮者の問題も含めた授業料減免制度ということ

もあれば、Ⅳでしかるべきと思うが、他の委員はいかがか。

○委員

委員がおっしゃったことと同感であるが、今の大学ではこうしたことが行われるのは常識みたいになっている。申し訳ないが“すごい”という印象はなく、標準的なことを粛々とやっておられるということであるので、私としてはⅢとした。

○委員

私も小項目18をⅢとしているが、私のコメントの内容からしても、委員長と同様に小項目18についてはⅣが良いと思う。

○委員

コロナ禍にあって大変なことは理解するが、委員と同様にやるべきことをきめ細やかにされているということで、Ⅲとした。

○委員長

小項目18について、授業料減免の話がどっちなのか分かりづらいところがあり、国の大学等修学支援法の制度がおかしいところがあって、本当は学年進行で進んでいくべきところ、いきなり全学年適用してしまい、今まで減免になっていた学生が、新制度では減免を受けられない例もあり、それは制度の間違いであって、山梨県立大学では県の独自財源でそこを救済していた。小項目17か小項目18のどちらかで評価をⅣとしていただきたい。委員、いかがか。

○委員

小項目18をⅣとするのは結構である。

○委員長

委員、学生支援という観点で県立大学の取組を評価するというので、小項目17をⅢとし、小項目18をⅣにすることでよろしいか。

○委員

結構である。

○委員長

では、小項目17はⅢ、小項目18はⅣとしたい。

#### 【小項目20及び小項目21の評価について】

○委員長

不可抗力でありながら結果的にできなかったことを、どのように評価するか。結果的にできなかったからⅡとするか、またはⅢとするのか、考えあぐねて私はⅡまたはⅢという評価にした。結果的にできなかったことは、できていないという評価にするのか、不可抗力だからそこは厳しい評価をしなくても良いのではという考え方もできる。その点はいかがか。

○委員

委員長のおっしゃることはその通りであるが、コロナ禍というのは大災害ですよ。我々も、達成していないから問答無用に評価を受けることが結構あるが、そうしてしまうとあまりにも心が入っていないかなと思うので、これは(Ⅲで)良いかと思う。

○委員

おっしゃられることはよく分かり、すごく理解できるが、不可抗力であることを考慮しないで、実績を見れば確かに達成はされていないのでⅡになるかとは思いますが、判断に迷うとこ

ろである。

○委員

これは本当に経験したことのない非常事態であるから、その点は割り切って評価しても良いのでは。

＜ここで、委員は所用のため退席。後の審議は委員長に一任。＞

○委員長

この点は、今まで例がなく、県立大学に限ったことではないので、事務局において他の独立行政法人でどのようにしているか取扱いを確認していただいて、整合性を取りたい。小項目21についても同様の取扱いとしたい。私と事務局に一任いただけるとありがたい。

○委員一同

了承。

○委員長

二つの大項目(「I-2-(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標」「I-2-(2) 研究実施体制等の整備に関する目標」)に関しては、不可抗力だから良いとして各小項目を評価Ⅲということにすれば、大項目は評価Aになり、不可抗力であっても結果を評価するということになれば、大項目は評価Bとなる。評価については一任としていただきたい。

#### 【小項目27の評価について】

○委員長

小項目27に関して、私は評価Ⅱとした。単に組織を作ったということしか記載されておらず、組織を作って実際に何をしたのか記載がない。課題を解決するにあたって、室や対策委員会を作ったと言っているに等しい。国際センターを全学化したということが書かれているが、全学化したことによって、これまでの扱いと何がどう違ったのかというところは、何も説明が書かれていない。従来のところと同じではないかと思われるが、いかがか。

○委員

おっしゃる意味はよく分かるが、こうした状況下のもとで活動してくださいと言われても、我々の大学においても全部ストップしている状況である。(コロナ禍の影響を検討してきた他の項目と)同様である。

○委員長

こうしたことは、国や県庁の議会で質問があったときの答弁でもよくある。対策の中身ではなくて、室を設置したと答えるのと同じ。これまであった国際センターを全学組織化した結果としてどのようなになったのか、今までと異なる何をしたのか、具体的な活動として何がなされたのか、年度実績報告書の修正をしていただきたい。修正があれば評価Ⅲとする。

#### ◆事務局

参考資料1の⑥により、小項目27に関して法人から示された補足事項を説明。

○委員長

やはり、国際センターの全学組織化に従って何ができたのか、その部分についての説明がないため、説明の追加修正をお願いしたい。大学の国際化に関する大項目の評価についても、年度実績が修正できれば大項目についても評価Aで問題はないと思われる。

### 【小項目31の評価について】

○委員長

委員が評価Ⅲ、他の委員が評価Ⅳをつけているが、コメントをお願いしたい。

○委員

具体的な取組があまり記載されていなかったため、評価Ⅲとしたが、他の委員の意見の通り評価Ⅳとしても良い。

○委員長

取組内容の表現が抽象的であるため、具体的なイメージが湧くような記述内容に修正をし、委員の了承があれば評価Ⅳとしたい。

### 【小項目34及び「Ⅱ地域貢献等に関する目標」の評価について】

○委員長

委員が評価Ⅱをつけているが、コメントをお願いしたい。

○委員

コロナ禍の現状を考えると、計画通りに実施できないのは仕方がない面もある。年度実績報告書をみると、それについて準備をしているということだけで、それから実際に具体的に検討し、どういったものにしていくかという提案を、この時代だからこそ、次に向けて内容にして記載いただきたかったので評価Ⅱとした。

○委員長

おっしゃる通り。抽象的な内容となっているため、今現在検討している内容でも結構であるから、実績として実績報告書を修正し、修正内容について委員の了承があれば、評価Ⅲとしたい。

○委員長

大項目(Ⅱ地域貢献等に関する目標)についての評価は、S評価とするほどのことでもないため、評価はAとしたい。

### 【小項目37から44の評価について】

○委員長

小項目38のガバナンス・コードと制度設計について、委員が評価Ⅳをつけているが、コメントをお願いしたい。

○委員

アライアンスというどこもやっていない事業を開始しており、評価されるべきものであるため、評価Ⅳとした。実績を出して、その後にアライアンスというものを評価するべきだとは思いますが、作っただけでも評価されるべきものとする。

○委員長

年度計画について、アライアンスに関する項目を作っておけばよかったものとする。現状、項目としてはガバナンスの話になっている。昨年度、年度計画を修正するときに、アライアンスについて独立項目を立てておけば、間違いなく評価Ⅳになった。

問題としたいのは、この項目では管理・運営のことを言っているのに教学マネジメントについて記述している。教学マネジメントは教育のことを言うのであって、大項目1の領域で記載すべきものである。教学マネジメントの一番の目標は、カリキュラムの体系化と構造化



である。小項目38はガバナンス・コードの領域であるから、国立大学法人のガバナンス・コードで求められているのは、例えば大学の中の組織毎、学部毎、研究センター毎にどれだけの資金を使って、どれだけのパフォーマンスが得られているか、コストパフォーマンスの把握がガバナンス・コードで一番求められていること。ここでは、そうしたことはあまり書かれておらず、教学マネジメントのことが記載されている。何も書かれていないので評価Ⅱでも良いと思われる。ガバナンスのことが記載されていないことは問題があるが、ガバナンスについて評価Ⅱでアライアンスが評価Ⅳとして、まとめて評価Ⅲくらいかと思うがいかがか。

○委員

評価Ⅲで結構。

○委員長

中期計画、年度計画において、アライアンスのことをきちっと独立項目として設定していただきたい。また、ガバナンスについては管理・運営の領域のことであるので、教学マネジメントの記載は教育の方に記載していただきたい。ここでは、法人組織としてコストパフォーマンスをどのように把握するか、通常の企業がやるような取組について記載していただきたい。ぜひ、県から大学に伝えていただきたい。

○委員長

小項目39番40番については、意見は一致している。小項目41番から44番については、年度計画自体が達成できることしか書いていないことが問題だと思う。本当に中期計画が達成できるのか、それが一番の疑問。中期計画ではもう少ししっかりしたことを書いてあるが、人事・教職員配置の適正化や事務の効率化など、そういった事柄が記載されているが、部局ごとのコスト把握などは全くしていないわけです。令和3年度だけでできますかね。国立大学の場合は、ガバナンス・コードで組織ごとのコスト把握をするように記載されている。取り組むべきことを取り組んでいないように思われるが、いかがか。

○委員

おっしゃる通りであるが、コメント欄に委員長の考えを記載いただき法人に伝えるのはいかがか。

○委員

記載されている評価の基準や目安から考えるとAという評価になる。今後は、他の法人評価の方法も含めて、評価の目安など書き方自体を変えた方が良いと思われる。

○委員

評価基準については、委員の意見をもとに修正するところがあれば、修正していただきたい。

○委員長

来年度以降、評価基準自体を変えていただいて、小項目については年度計画のアウトプットを確認する、大項目については中期計画を通じて本当に達成できるのか、きちんと評価しないといけない。中期計画の達成をさぼっていて、年度計画の達成で甘いことを書いていくと最初の5年間はA評価ばかりで最後の6年目だけB評価ばかりになってしまう。構造的な問題もあるので、来年度以降、大項目の評価については中期計画の進捗状況を踏まえて評価するという形にする必要がある。当該年度だけを見ていると問題が生じてしまう。県には基準を変更していただきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

### 【「Ⅲ-2 財務内容の改善に関する目標」の評価について】

○委員長

小項目45番について、委員はⅢをつけているが、コメントはいかがか。

○委員

当初はⅢと評価したが、皆さんの話しを聞いてⅣとしていただきたい。

○委員長

ここはⅣとしたい。小項目48番までは全員同じ評価となっており、Ⅲ-2財務内容の改善については、評価Aとする。

### 【小項目49及び「Ⅲ-3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標について」の評価について】

○委員長

小項目49番については、中期目標には定期的に自己点検評価を行うこととしているが、大学質保証委員会において外部委員等の指摘事項について云々と書いてあるが、正直、これは大学において全くの誤りで、大学質保証委員会というものがどういったものかは分からないが、それは教育活動としての質保証の問題であって、ここでは管理運営事項についての自己点検をどのようにするかを書く必要がある。大学質保証委員会で何かやっているから、それで良いということにはならない。自己点検、自己評価については、この法人評価委員会においてきちっと提出しないとイケないものであり、それをしていない点で運用を全く誤っている。これは評価Ⅱとせざるを得ないがいかがか。

大学としては自己点検・自己評価を大学の教育に関する評価と勘違いしており、大学質保証委員会での扱いとしているが、そもそも教育に関する評価ではないし、大学質保証委員会とは全く関係がない。制度上、厳しく評価Ⅰでもやむを得ない。法人評価委員会の評価に対してどのようにするかも書かれていないため、問題がある。

○委員

前理事長が教育に力を入れていたため、前理事長としてはそのような考えのもとで計画を作られたのだと思われるが、ここは委員長のおっしゃる通りである。

○委員長

公立大学法人には直接の関連はないが、今後は国の統合イノベーション戦略において、組織体の管理運営に関して様々な注文が来るであろうから、管理運営に関して法人できちっとやっていくことを身構えていただきたい。そういうことで、評価Ⅱとさせていただきたい。大項目としては評価Bとする。

### 【小項目50から55及び「Ⅲ-4 その他業務運営に関する目標」の評価について】

○委員長

皆さん意見が一致しており、大項目として評価Aとする。国立大学法人評価では評価Bが標準であり、B評価は“悪い”という印象があるが、S・A・B・Cの評価であれば、あくまでも“B”は“平均的”という意味であるから、今後は評価の“値ごろ感”を分かるようにしていただきたい。評価の基準自体の見直しが必要であることと、アライアンスに関しては、中期計画を変更しても構わないし、年度計画においてアライアンスを項目として入れる

ことを検討していく必要がある。

コロナで実施できなかったことについては、県が所管する他の独立行政法人の取扱いと歩調を合わせたい。

また年度実績については、各委員の指摘を踏まえて修正いただいて、委員の確認をもって評価を確定させたい。

### <審議終了に伴い、法人関係者が再度入室>

#### 【評価結果（素案）について】

資料3により、事務局から説明。

#### <議題>

#### ●（3） 公立大学法人山梨県立大学の次期中期目標について

##### ◆事務局

資料5-1及び資料5-2により説明。

##### ○委員長

次期中期目標について、こういう点を重視する、盛り込むべきだというものについて、委員の皆様から御意見をいただきたい。

##### ○委員

アライアンスに関しては電気代の経費削減等で成功しているが、今後もアグレッシブによりしくお願いしたい。

ワクチン接種も、学生や教職員をはじめ、障害者施設や専門学校、トラック協会、商工会議所、旅館・ホテル共同組合、幅広く積極的に実施した。県立大学でも県立大学の施設を使い、看護師は県立大学に協力してもらい、約3千件実施した。アライアンスがあるからこそ、事業を最速で行うことができた。今後も、アライアンスの枠組みを活用して、山梨大学と県立大学で一緒に事業をやっていききたい。これが一番の社会貢献である。

##### ○委員

中期計画を達成する上で、年度計画が大事である。最初の計画段階、目標段階での設定が大切であると実感した。これまでの検討を反映していただけたらと思う。

##### ○委員

看護の分野では、少子化が進んでいく中で地域貢献の点で、優秀な人材を確保するための事項を具体的に盛り込んでいただきたい。今回感じたことは、項目に抽象的な表現が多かったため、具体的に分かるような表現や表記があれば分かりやすいため、御考慮いただきたい。

##### ○委員長

大学のあり方自体が今かなり問われている状況にある。今日本では、人口が減少し、平均賃金が韓国よりも下回っているように、経済もあまり成長しない状況で、日本はもはや先進国ではないかもしれないという状況で、政府にも焦りがあるのか、統合イノベーション戦略の中で、特に国立大学については大学の自主性というよりは、むしろ一種の国のイノベーション推進のひとつの手段として国公立大学が頑張ってもらいたいと、そのような方向性で強く打ち出しています。

昨年、大きな制度改正があり、国立大学法人が株式会社と製品開発に向けた共同研究のた

めの子会社を、国立大学法人と出資できるようになった。例えば、ソフトバンクが東京大学と技術研究組合を作って、今度は製品化に向けて子会社を作っていきような形で、これからは大学と企業との境界線が無くなっていく。そのようなことが大学に求められている。

また、DXの中では、多くの社会人については、データの詳しい科学的なことは分からなくても良いが、データサイエンス、データの取り扱いの方法、分析の仕方、データの見方さえ知らない人が多いわけで、こういった状況の中で日本が本当にDXを進めていくには、社会人で活躍している方についても、初歩的で構わないからデータについて再教育をしなければ、戦力にならないということが言われているわけで、大学として生き残っていくには、リカレント教育を地域でやっていくことも重要である。

大学にとっては経営の問題もあるわけで、18歳人口が減っていく中で、今後はコロナの関係で東京ではなく地方の人口が増えていく可能性もある。

国の施策を大学で全部引き受けることになるのであれば、分野、規模、組織としての体力の問題も出て来る。そうなると、自分の大学では今後どのようなことをやっていくのかということも明確に選択していかないといけない。大学として、どのような分野に重点を置いていくのか、明確化していかないといけない。大学の教員からすれば、自分は一般の大学に就職したつもりだから、特別なことをする大学に就職したつもりはないと言う教員もいるかもしれない。山梨県立大学としては、分野や規模等で何ができるのかと考えたときに、やはり地元志向であろう。地域貢献、地域の人材育成ということも、より明確に打ち出すべきだ。

地域の地場産業の振興に役立つような、或いは地域の福祉、健康の増進に寄与できる人材を育てる。東大とソフトバンクのような連携でなくても、地場産業、産業界との連携ということになれば、工学系の学部がないから…という話になるが、そうではなくて、経営の中で人事も経理の分野でもDXをやっていく、文系といわれる中でも様々なデータサイエンス的な要素をどのように取り込んでいくかが重要である。

地場産業や地方自治体の職員と一緒にあって取り組んでいただくようなことも考えていただきたい。

何よりも重要なのは、社会人へのリカレント教育で、専門職大学院において、社会人が実際に生きていくための、地域の人たちが地域の中で活躍できるような、再教育の機会を大学が提供していくことが必要である。ぜひ、そういったことをやっていただきたい。学問分野別の教育ではなくて、人材養成の需要に応じた学位プログラムを作ったり、自分の大学で用意できなくても、山梨大学や私立大学との連携の中で色々な学位プログラムを提供して、地域へ向けた人材養成に役立てていくこともできる。そういうことを目指していただき、次期中期目標に盛り込んでいただきたい。

#### ○委員

これまでどちらかというところ、山梨県は全国から見ると、上位に上がってくるような県ではなかったが、コロナで状況が変わってきた点もあり、山梨モデルを打ち出したり、東京の近隣にあることを利点に色々な企業を招致することも考えられる。この状況だからこそチャンスになることもあり、山梨県の県立大学ということで、県立大学で学んだことを、山梨県の企業にアピールできるような人材、山梨県で活躍できる人材を育てていただきたい。そういったことも目標に加味していただきたい。

#### ◆事務局

今後の事務事項について連絡。

(以上)

# 【資料1-2】

## 令和3年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会 議事概要（案）

- 1 日 時 令和3年10月21日（木）午後2時～午後3時20分
- 2 場 所 山梨県庁本館2階県民生活部会議室 他（Web会議による）
- 3 出席者 委員 金丸康信 島田眞路 徳永保 一瀬礼子 山口由美子  
法人 早川理事長 保坂副理事長 吉田理事 ほか  
事務局 小林県民生活部次長 小林私学・科学振興課長 ほか

### <議題>

#### ●（1） 公立大学法人山梨県立大学の時期中期目標について

##### ◆事務局

資料1及び参考資料1により説明。

##### ○委員長

次期中期目標についてはできるだけ簡潔な記載としていただく。まず学部別に中期目標が作られていることについては、全国的に珍しい例だったと思いますけれど、国立大学も含めて、全体的に簡潔にしている傾向がある。特に国立大学法人では年度評価自体が廃止になっているという状況もある。いわば状況に応じた形での柔軟な発展が可能となるような形であることが望ましい。また、県民の意向を的確に反映した記載内容の簡素化と、事項について整理統合していただくということで、私からお願いをしました。

それでは具体的に内容について御説明をお願いして、それぞれ皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、まずは前文と基本的な目標、第2に中期目標の期間、そして、大学の教育研究等の質の向上、第3として地域貢献、第4として管理運営等に関する目標、この4つの部分に分け、それぞれについて事務局から説明をお願いし、それぞれごとに質疑応答を行い、最後に全体を通して質疑応答を行いたい。

#### 【前文及び基本的な目標について】

##### ◆事務局から説明

##### ○委員長

前文の基本的な目標については、現行と同様ということではありますが、この部分について、何か意見等ありますでしょうか。大学がスタートして、まだ第3期というところでもあります。10年程度が経過し卒業生もどんどん輩出している状況で、目標の方向性を変えていかなければいけない状況というものがあるのかもしれませんが、公立大学としてはスタートして間もないということですので、基本的には従来の方向性を踏襲して、御意見がなければ現行のとおりとする。この部分については、これで了承ということにさせていただきたい。

## 【中期目標の期間及び大学の教育研究等の質の向上に関する目標について】

### ◆事務局から説明

#### ○委員長

何か意見ありますでしょうか。

#### ○委員

今回は目標を簡素化し、まとめているところについては特にありません。

#### ○委員

6年間の中期計画ということで、非常に変化のある中で、5年6年先というのはなかなか見通しにくい状況であるが、そのような意味であまりにも具体的な記載や数値を中期目標に入れてしまうと、徐々にギャップが大きくなってしまうので、簡素化することは良いことだと思われる。

#### ○委員

やはり目標が余りにも細かくなると、そこにとらわれてしまい、目標なのか計画なのかよく分からないというのが、正直なところで、やはり簡素化していただければと思う。そうすることで、大学の方針なども具体的によく見えてくるのではないかと期待したい。

#### ○委員

大学院課程の目標についても、アライアンスのことは目標に入れても良いのではと思っている。看護学部と看護学研究科については、意見欄にアライアンスの枠組みの活用と山梨大学との連携強化について書いたが、それは入れていただきたかったが、次期目標では学部ごとの目標は設定しないという大方針であれば仕方がない。

#### ○委員長

私としては大変これは高く評価しているが、大学院課程に関する目標を高度専門職業人育成ということに限定をしているということは画期的である。まだ古い大学関係者、昔の教育を受けた大学関係者は、大学院は研究するところだという思い込みがあり、国の方では特に30年前に大学の目標は、高度専門職業人の育成ということで転換をしている。まだまだその部分がきちんとしていないため、今回、実践的に取り組む高度人材を養成する大学院を設置するという形で明確にされたので、本来の公立大学としての性格上、最もふさわしいものとなる。公立大学は、いわゆる国立の研究志向の大学とは少し異なる大学院を作るということは当然必要なところだと思われるので、御認識いただければと思う。

もう1点、大変細かい部分であるが、成績評価等の項目で、卒業認定・学位授与の方針を具体的かつ明確に定めるということ自体は決まっていることであり、これそのものを目標にすると、法令を守りますと言っているのと同じなので、少々工夫して、修得目標でも学修目標でも良いが、学修目標を具体的かつ明確に定めるとした方が、単に言葉の問題であるが良いのかなと思う。この点は、御検討いただきたい。

#### ○委員長

学生の支援に関して、就職支援という言葉が若干古いというか、国の第4次産業化の中で、アントレプレナーシップエデュケーション、起業家精神を養う教育を強化している状況であるので、本当ならば、“就職・起業”という言葉の方が良いと思われる。

#### ○委員

最近若い人が学生のうちから色々なことをやっている時代ですから、やはり起業という言葉が必要である。

○委員

高みを指すというのは良いと思いますよ。

○委員

業務上、新設法人をサポートさせていただいているが、就職を先にするかという点からも、やはり学生である間から起業をするハードルもあるが、むしろ若いの方がハードルが低いということもあるので、そういった発想を育むことを、大学生のときからサポートできるということは、とても良いと思うので賛成です。

○委員

最近では起業ということが非常に言われていて、やはり大学生のうちからそういったことを学ぶことは大事なことだと思いますので、ぜひ取り入れていただきたい。

○委員長

基本的には正規の教育活動として、すぐ取り組んでいくのはなかなか難しい。ぜひ参考にさせていただきたいのは、同じ公立大学である会津大学では、起業部という部活動としてやっており、大学として色々な取り組みの仕方があるので、正規の教育課程としてすぐ行うのが難しいのであれば、様々なやり方があるので幅広くやっていただくことの方が、この時代には良いのかなという気がします。

○委員長

研究に関する目標、大学の国際化に関する目標についてはいかがか。

○委員

今回は目標の簡素化ということで、年度計画のところ、コロナの影響で国際化というところがどうしても頓挫してしまうという話があったので、コロナであっても継続して、反映できるような計画をぜひ立てていただきたい。

○委員

素案に示された程度で記載しておくのが良いかと思う。

○委員長

国際交流や国際化というのは、若干言葉としては古く、国際交流などそれが目的というより、むしろ学生一人一人がいわば国際的に活躍できるような人材にするというのが、今の目標であるので、今後は就職した後、あるいは自分で起業した後も、例えば東南アジアとかアフリカの企業を相手に活躍できるような、国内外通じて活躍できるような人材を育てるのが本来の趣旨である。

国立大学では国際化はとっくに達成しており、むしろグローバル人材と言いますか、国内外で活躍できる人材育成みたいなことになっているので、その点についてどのようにするかお考えいただきたい。

○委員

委員長の御意見は、理想としてはご最もだと思います。現実には目を向けて、本当にアメリカやヨーロッパに行けば良いなんて終わったみたいにおっしゃいますが、これはできなかったんですね。全く達成できていないんですよ。そこが一番問題で、落ちてしまったものを、また一からやり直さないといけない。取り返さなければいけない。国際交流ができなくなった現状があるため、そこをどのようにしていくかが大事。実際には目標に到達できていない

ですよ、例えば国立大学で本当に目標を達成している大学はどれだけあるのか。グローバル化とか文言をつけながら、結局は全く国際交流も何もできてないのが現状であるから、留学生の確保など、大変少なくなってしまった日本については、本当に恥ずかしくなっていました。文科省の責任でもあるので、その点もまず反省してもらわないといけない。

○委員長

筑波大学で様々な研究センターなどを作り、留学生を4,000人程度受け入れているが、従来言う国際交流というのは、商売の相手が、国内にも国外にもいると。国内外問わず活躍できる人材の必要性が増していることは間違いないので、特に先進的な取組というのはぜひ参考にさせていただきたい。

### 【地域貢献等に関する目標について】

#### ◆事務局から説明

○委員長

委員から意見ををお願いします。

○委員

今回冒頭であったように目標の簡素化という趣旨は認識しているが、地域への優秀な人材、大学で育った方々を、できるだけ地域の企業にというところが目標の中では促進に向けて取組を行うという形で表現されているが、以前は具体的に取組の目標を決めて実施するという記載があったが、今回はそうした表現がないため、計画の方にはそうした内容を織り込んでいただきながら簡素化を検討していただきたい。

○委員

すでに終了したCOC+事業では、県内に就職する人材の供給という点で評価ができると思われるが、今後のCOC+R事業の中で、山梨県立大学といえば、全国でも採択された4つの大学のひとつに選ばれたわけであります。私どもは非常に期待をしておりますので、ぜひ効果のあるものにしていただきたい。

○委員

県立大学なのでやはり地域貢献というところが一番重要になってくると思います。そこで、この目標が簡素化されているので、大学としての計画を、より具体的にするために山梨県の地域ニーズというものをしっかりとらえた中で計画を立てていただきたい。

○委員長

地域ニーズの掘り起こし、地域ニーズの把握という事項は、やはり目標の中に入れた方が良いでしょうか。

○委員一同

賛成。

○委員長

県の方で地域ニーズの把握や掘り起こしに努めるというようなことは、やはり目標に入れていただきたい。それがやはり県立大として当然重要なことだと思っております。

○委員

委員の意見のとおり、COC+R事業を本当に期待しておりますので、これをいかに発展させるかが重要だと考える。



○委員長

地域貢献のところで提案があるが、県として何のためにこの県立大学を作ったのか、それをどのような方向へ発展させるのか、やはり県としての方針が明確に示されることが必要だと思っています。ぜひそこはさらにブラッシュアップしていただきたい。

【管理運営等に関する目標について】

◆事務局から説明

○委員長

各委員から意見ををお願いします。

○委員

大学アライアンスやまなしを活用して、経費の抑制を図る必要がある。目標としても記載してはいかがか。

○委員長

明確な柱として、大学アライアンスやまなしで項目を1つ設定しても良いと思われる。

人口減少の中で一番求められているのは、異なる機能あるいは同じ機能を持つ機関同士で資源の共用、例えば“学内外を通じた資源の共用の促進”というような文言が入っていても良い。研究科・学部等連携課程というものもある。大学等連携推進法人においては、例えば、教育課程の共同実施、特に教職課程の共同実施もできる。ただ、目標にそれらを書いてしまうと、現実的に大学として準備が困難な状況もある。本当であれば、“学内外を通じた資源の共用の促進”という文言を入れて、意義としては、教職課程の共同実施とか、学部等連携課程を作るということになるが、現実的には中期計画として対応が困難という状況もあるので、断念せざるを得ない。

○委員

ありがとうございます。委員長の意見は正しいと思っていますよ。県立大学で実際に実行するのが困難な状況があるならば、それは仕方がない。

○委員長

基本的には文科省でも人口減少を踏まえて、大学の中では複数の学部や研究科が連携して、新しいことをやる、または大学アライアンスやまなしのように、複数の大学が共同して教育課程を実施する、教職課程については学内での一本化や、大学アライアンスやまなしを活用してできるところまで、制度改正が進んでいる。

文部科学省として課題を挙げると、学内外の資源共用というのは、教職課程のように文部科学省の所管範囲内では有効であるが、極端なこと言うと看護師・保健師・栄養士について教育課程の共同実施をしようとしても、現状としてそれらは学科単位で行うことが求められているため、厚生労働省としては認めないということになる。おそらく、全国的にまだそうした動きが起きないのも、文部科学省が他省庁に働きかけて資格取得に関わるところで、共同実施ができないことが、要因になっていると思われます。

○委員

大学アライアンスやまなしに関して、簡単なことではないが、大学組織間における人事交流は意義がある。異なる組織へ行き勉強するというのは、限られた期間であっても非常に重要である。

## ○委員長

管理運営に関する目標のところですね、例えば大学アライアンスやまなしを活用するというような言い回しで入れていただくのはいかがか。

## ○委員長

私の方のデータ利用、データ教育について少し話をしたい。今、国を挙げてデータの分析利用ができるようにしようという大きな動きがある。データサイエンスというと、専門家を育成するという捉え方があったが、そうではなく、皆がデータを利用し分析できるようにしようということ。例えば、医療関係者は医療関係のデータを自由に使って、企業経営者は、会計上必要なデータを使えるというふうにしていくのであって、もちろん中核としては、データサイエンスの人材が必要であるが、すべての分野において、国民の誰もがデータを利用できるような教育をしていこうということで、いわばそのデータサイエンスの専門家ではなく、例えば東京医科歯科大学では医療用データを使える人材を育成する形で研修や、大学院レベル、学部レベルでの教育を進めている。

国からAI戦略2019というものが出されて、リテラシーレベル、要するにリテラシーですから誰でも知っているということで、小・中学校卒業生年間100万人、小・中学校を卒業した人は誰でも知っているというレベルがリテラシーレベルということであって、大学でも学ばないまま来ている現状もあるため、大学レベルと言っても高等学校とそれ程変わらないが、データリテラシーについて年間50万人レベルで大学生全員が学んでいきたいと思いますということになっている。リテラシーレベルに続いて、基礎と応用、それからエキスパートやトップクラスというのは専門家の養成である。大学生や高校生は当然であるが、企業で働いている方、社会人の方についてもデータ利用や分析について再教育が必要だということになっている。

こうした中で、AI戦略2019を踏まえて、数理データサイエンスAI教育プログラム認定制度について内閣府を中心に文科省と経産省で省庁一体となってまとめた。これは、リテラシーレベルで全員誰もが知っているというレベルを想定して、2または4単位ぐらいであるが、しっかり教育をしている大学を認定しましょうということで、2021年の段階で、最初の認定が7大学であったが、追加認定で60大学ぐらい認定されており、おそらく来年再来年には、全国の大学の何分の1ぐらいの割合で認定されるという状況になれば、山梨県立大学でも対応していく必要がある。例えば学生全員にデータ教育をする、長野県の例であるが、企業に勤めている方、県民ほぼ全員にデータサイエンスの再教育をする。長野県立大学の教員が教えるのではなくて、長野県立大学を教育の場にして、長野県立大学が仲介する形で、様々な企業の関係者や県の工業試験場の専門家を招いて、県民の再教育の場を作る取り組みを行う。履修証明プログラムという形式で、将来的には、社会人大学院に発展させることを目標にやっていくが、山梨県立大学でも今後6年間では、やはり県民の再教育の舞台を自分たちが作っていくということも考えられる。県立大学の教員が教えるというよりは、どちらかというと、様々な県当局や企業の関係者等の専門家を招いて教育を行うような形で良い。数学や科学の教員となると、逆に専門教育のようになってしまうので、そうではなく、単にリテラシーレベルで、データを自分の分野でどのように使うかっていう程度のことは、他の大学でも教育課程はどんどん作っているのだから、そのような例を見習っていただいで、やっていく。

長野県立大学がこれから考えているように、山梨県立大学でも県の工業試験場の先生や、

企業の方を招いて、県民に対して再教育の場を設けることが、今後求められるだろう。そうすると、中期目標の中に、やはり学生に対するデータ利用教育と、広く県民のデータ教育の機会を提供するような事項を入れる必要がある。他の公立大学がそのようなことをやっていますので、地域貢献及び教育のところになるが、どこかでやはりデータ利用、再教育という言葉を入れた方が良い。

日本でデータ教育というと、対象としてはエンジニアなどとても狭くイメージされる傾向にあるが、本来は企業の人事担当の課長、営業担当の課長のようなポストも全部対象として想定されるもの。逆に言うと、どのような管理職、専門的なポストに就けば、ある程度データが必要だということになり、逆にそのようなことを知らないと、高い給料がもらえなくなるという状況になっている。データの細かいことは専門家にやってもらえば良いが、データの専門家と話ができる程度の基礎知識は全員に必要となってくる。

その点について、学生と県民に対する再教育の機会の提供といったことを、県立大学としては中期目標に謳っておく必要がある。

#### ○委員

委員長の御意見は、本当にご最も。山梨大学でも進めたいと思っており、県立大学においても委員長の提言を参考としてもらいたい。大学アライアンスやまなしでも連携開設科目で、データサイエンス教育の科目を設けたが、県立大学からは履修者がほとんどいなかった。その要因としては、データ教育の重要性に関しては、ほとんど気づかれていない現状があり、また、専門家を教員とした点で、レベルがリテラシーレベルより随分高いものになってしまったことにあるとも考えられる。

やさしいデータサイエンスであったり、そのような言い方をして、少しレベルをダウンさせて、教える人がまだ育っていないこともあるので、我々としても今後開発していき、改善していきたい。データ教育を目標に掲げれば、学生が育っていくと思われ、私も全面的に賛同したい。

#### ○委員

賛成である。

#### ○委員

例えば、法人や個人事業主が決算書を作る際には、簿記を学んだ人が経理をしているように、現在はAIで、請求書や領収書で仕分けができ上がっていく中で、今必要とされている経理はAIの仕組みを知って、それをうまく利用して分析して、決算書を作っていくというように変わってきているので、人事としても求める人材のニーズが変化してきており、そういった方々を育てていくことも必要。地域貢献として、今ニーズとして必要とされる人材が変わってきている、そういった人材を育てて地域貢献もできるような仕組みは確かに変えていく必要がある。

#### ○委員

賛成である。

#### ○委員長

全国学力調査では、確率、分数、割合について出題すると、驚くことに無回答が多い。国語の問題では白紙回答はほとんどないが、問題文の中に、割合や分数、比例という言葉を使った瞬間に、白紙回答が増える。全国6,000人の高校生の受験者の方で、分数とか比例、確率、割合という言葉を使って問題を出した瞬間に、全国で30%近くが白紙回答になって

しまう現状がある。

データ利用、再教育のようなことを、学生に対する教育や地域貢献の両方で、目標として入れていただきたい。

また具体的な文案等につきましては、私と事務局に一任いただきたい。

<議題>

●(2) その他

意見なし

(以上)

# 公立大学法人山梨県立大学 中期計画（案）

## 第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置

##### ア 学士課程

- ・ 教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし<sup>1</sup>（以下「大学アライアンスやまなし」という。）を通じて山梨大学と連携して、データサイエンス教育を含む多様な教育機会の確保を図る。

専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング<sup>2</sup>・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。（No.1）

##### イ 国際政策学部

- ・ 自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材<sup>3</sup>の育成を目指す。

そのために、大学院構想と連動した教育課程の再編および新たな社会ニーズに対応したデータサイエンスを取り入れた教育の充実を図る。その推進にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の研究推進に資する教学マネジメント<sup>4</sup>を目指す。また、地域に開かれた

<sup>1</sup> 一般社団法人大学アライアンスやまなし：令和元年12月18日に山梨大学と山梨県立大学が社員となり、大学間の協議調整や連携事業を一元的に行うことを目的として設立された。令和3年3月29日、大学等連携推進法人（大学等機関間の連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う、文部科学大臣が認定した法人のこと）として、全国初の認定を受けた。

<sup>2</sup> アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のことで、例えば、グループ・ディスカッションやディベート、グループ・ワークなどの技法を取り入れた授業のこと。

<sup>3</sup> グローバル人材：Global+Local。地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた人材のこと。

<sup>4</sup> 教学マネジメント：高等教育機関において、教育目標を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質の向上を図る、組織的な取組み（大学改革支援・学位授与機構、2016）。

魅力ある大学教育のために、高大連携の新たな形を模索する。(No.2)

## ウ 人間福祉学部

- ・ 人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリー<sup>5</sup>を作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。

自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。

福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。

人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。(No.3)

## エ 看護学部

- ・ 豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。

新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。

看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会の提供を検討する。(No.4)

## オ 大学院課程

- ・ 学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。(No.5)
- ・ 高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。

看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。(No.6)

## カ 入学者の受け入れ

- ・ アドミッション・ポリシー<sup>6</sup>に合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。

<sup>5</sup> カリキュラムツリー：履修系統図。卒業までに身につけるべき知識と、これを得るための授業科目がどのように配置されているか、各授業つながりなどを体系的に表したもの。

<sup>6</sup> アドミッション・ポリシー：入学者の受け入れに関する方針のこと。

安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学者選抜を実現する。(No.7)

## キ 成績評価等

- ・ 授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリック<sup>7</sup>などを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。

GPA<sup>8</sup>の基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。(No.8)

- ・ 看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。

看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシー<sup>9</sup>の検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。(No.9)

- ・ 全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。(No.10)

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的なFD・SD<sup>10</sup>の実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、大学アライアンスやまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。(No.11)

## (3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

### ア 学修支援

- ・ すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。

すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。(No.12)

- ・ すべての学生の自主的な学修を促進できるように、学修環境の整備・充実を図る。(No.13)

<sup>7</sup> ルーブリック：成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表のこと。

<sup>8</sup> GPA:Grade Point Average の略で、アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法のこと。

<sup>9</sup> 3つのポリシー：入学者の受入れに関する方針(アドミッションポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラムポリシー)、学位授与の方針(ディプロマポリシー)、を指す。

<sup>10</sup> FD・SD：教員の能力開発による教育研究活動の活性化への組織的取組(=FD: Faculty Development)や大学運営の活性化を目指し、役員をはじめ教員や事務職員等の資質向上に対する組織的取組(=SD: Staff Development)のこと。

## イ 生活支援

- ・ すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。(No.14)

## ウ 就職支援等

- ・ 個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。(No.15)
- ・ COC+R<sup>11</sup>の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシー<sup>12</sup>を高め、起業家精神を養う機会とするとともに、多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。(No.16)
- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。(No.17)

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究（大学間の共同研究も含む）を推進し、その成果を公表する。(No.18)
- ・ 研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成果を広く社会に還元するために、関連学会（国際学会を含む）やホームページ等で積極的に発信する。(No.19)

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ア 研究実施体制等の整備

- ・ 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。(No.20)
- ・ 研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。(No.21)
- ・ 各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見

<sup>11</sup> COC+R: 文部科学省令和2年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のことで、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進することを目的としている。本学における事業名は「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」。

<sup>12</sup> コンピテンシー: 単なる知識や能力だけではなく、技能や態度をも含む様々な心理的・社会的な情報や資源等を活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力のこと。



直しや改善を図る。(No.22)

### 3 大学の国際化等に関する目標を達成するための措置

- ・ 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。

コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態(12人)に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。(No.23)

- ・ 大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。  
国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。(No.24)

### 第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域が求める人材を養成する全学的なセンターを設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長(学長)のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。

地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。(No.25)

#### 1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ COC+Rの取組において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。

社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。(No.26)

大学アライアンスやまなしの取組や大学院課程の設置等を通じて、社会人等に対してデータの分析・利用に関する教育を提供する体制を整備する。(No.27)

#### 2 地域との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。

人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレ

ント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。(No.28)

### 3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放することで、高校生等の学ぶ意欲に応えるとともに、入学後に既修得単位として認定できるよう規程を整備し、高大接続を推進する。

小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。

教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。(No.29)

### 4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置

- ・ キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。

COC+Rの取組において、地域づくり、観光高度化、産業の活性化、多文化共生、起業家精神の醸成を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。

看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師<sup>13</sup>の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。(No.30)

## 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

#### (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。(No.31)

#### (2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。(No.32)

<sup>13</sup> 認定看護師：日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者で、水準の高い看護実践を通して看護師に対する指導・相談活動を行うことが期待されている。認定後5年ごとに更新審査が実施される。

**(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置**

- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務の効率化を進める。（No.33）

**2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置**

**(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

- ・ 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。  
寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ（命名権）など新たな自己財源の開拓を図る。（No.34）

**(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置**

- ・ 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。（No.35）

**(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

- ・ 継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。  
また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。（No.36）

**(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

- ・ 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。  
未利用地について、より効果的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。（No.37）

**3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置**

- ・ 監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。（No.38）

**4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置**

**(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置**

- ・ 大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。（No.39）

**(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。(No.40)

**(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。(No.41)

**(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置**

- ・ 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮など SDGs の推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(No.42)

## 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 562
自己収入	4, 116
授業料等収入	3, 866
その他収入	250
施設整備費補助金	866
公立大学法人山梨県立大学授業料等減免事業費補助金	458
地方創生人材教育プログラム	90
看護職員専門分野研修事業費補助金	65
受託研究費等収入	78
繰越積立金等取崩収入	200
計	11, 435
支出	
業務費	9, 574
教育研究経費	1, 572
人件費	8, 002
一般管理費	761
施設整備費	1, 021
受託研究等経費	78
計	11, 435

#### [人件費の見積り]

中期目標期間中総額8, 002百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注1) 人件費の見積りについては、毎年度の現員に人事委員会勧告等に基づき推計。

注2) 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

#### [運営費交付金の算定方法]

##### ○標準運営費交付金

- ・支出見込額－収入見込額

支出見込額については、令和2年度の実績（見込）額を算出基礎とし、収入見込額については、平成28～令和2年度の実績平均値を算定基礎とする。

※第一期中期目標期間中採用されていた効率化係数は廃止する。

※第二期中期目標期間中採用されていた授業料減免率は廃止する。

##### ○特定運営費交付金

退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）  
 注） 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

## 2 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,518
經常経費	10,518
業務費	9,653
教育研究経費	1,573
受託研究費等	78
人件費	8,002
一般管理費	761
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	104
臨時損失	0
収入の部	10,318
經常収益	10,318
運営費交付金収益	5,407
授業料等収益	3,866
受託研究等収益（寄附金を含む）	78
財務収益	0
雑益	250
資産見返負債戻入	104
資産見返運営費交付金等戻入	24
資産見返補助金等戻入	22
資産見返寄附金等戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	53
補助金収益	613
臨時利益	0
純利益	△200
前期中期目標期間からの繰越積立金等取崩額	200
総利益	0

### 3 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,435
業務活動による支出	10,274
投資活動による支出	1,021
財務活動による支出	140
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,435
業務活動による収入	10,369
運営費交付金収入	5,562
授業料等収入	3,866
受託研究費等収入	78
補助金等収入	613
その他収入	250
投資活動による収入	866
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	200

#### 第6 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

2億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

#### 第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額 8 6 6	施設整備費補助金等
<飯田キャンパス>		
・ B館エアコン更新	7 5	
・ B館外装、内装改修	2 0 7	
・ C館内装改修	9	
・ 図書館屋根・屋上改修	6	
・ 図書館内装改修	6	
<池田キャンパス>		
・ 1号館屋根・屋上改修	3 9	
・ 2号館エアコン更新	1 5 2	
・ 2号館屋根・屋上改修	1 0 8	
・ 2号館外壁改修	2 8	
・ 3号館・本館エアコン更新	9 5	
・ 4号館屋根・屋上改修	4 1	
・ 4号館内装改修	3 6	
・ 5号館外装、内装改修	6 4	

注1) 施設・設備の内容、金額は計画策定時点の見込みである。

注2) 施設整備費補助金は、施設設備の整備又は大規模修繕等の必要性について、山梨県による個別の審査を受けた上で認められたものに対し交付される。

## 2 人事に関する計画

第4の1(2)「人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

## 3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

## 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし



山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画策定表

第3期中期目標	第3期中期計画(案)		策定の視点	参考:第2期中期計画
	No.			
<b>第1 中期目標の期間</b>		<b>第1 中期計画の期間</b>		<b>第1 中期計画の期間</b>
令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。		令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。		平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>1 教育に関する目標</b>		<b>1 教育に関する計画</b>		<b>1 教育に関する計画</b>
<b>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</b>		<b>(1) 教育の成果・内容等に関する計画</b>		<b>(1) 教育の成果・内容等に関する計画</b>
<b>ア 学士課程</b>		<b>ア 学士課程</b>		<b>ア 学士課程</b>
<p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その際には、学部ごとに、その養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>大学全体で、データの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得を含めた学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関、研究機関等及び産官民との連携並びに大学等連携推進法人に認定された一般社団法人大学アライアンスやまなし(以下「大学アライアンスやまなし」という。)による取組を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p>	1	<p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし(以下「大学アライアンスやまなし」という。)を通じて山梨大学と連携して、データサイエンス教育を含む多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。</p>	<p>教学マネジメント指針を基本に、学修者本位の教育を目指し、山梨大学等と連携しながら、現代の課題に対応できる人材育成を図る。</p>	<p>全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</p> <p>科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</p> <p>COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</p>
		<b>イ 国際政策学部</b>		<b>(ア)国際政策学部</b>
	2	<p>自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想と連動した教育課程の再編および新たな社会ニーズに対応したデータサイエンスを取り入れた教育の充実を図る。その推進にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の研究推進に資する教学マネジメントを目指す。また、地域に開かれた魅力ある大学教育のために、高大連携の新たな形を模索する。</p>	不確実な時代に対応できる人材の育成を目指す。	<p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p> <p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、多様な教育課程に対応するため組織の改編を行う。</p>

	<b>ウ 人間福祉学部</b>		<b>(イ)人間福祉学部</b>
	<p>3 人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリーを作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。</p> <p>自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。</p> <p>福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。</p> <p>人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。</p>	各養成課程の目標を明確にし、地域で活躍できる人材の育成を目指す。	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>
	<b>エ 看護学部</b>		<b>(ウ)看護学部</b>
	<p>4 豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。</p> <p>新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。</p> <p>看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会の提供を検討する。</p>	各養成課程の育成目標を達成できるよう具体的な方策を実施する。	<p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。</p> <p>新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>
<b>イ 大学院課程</b>	<b>オ 大学院課程</b>		<b>イ 大学院課程</b>
<p>地域が抱える課題の解決に向けて実践的に取り組む高度人材を養成する大学院を設置する。</p> <p>地域のニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進め、改善を図る。</p>	<p>5 学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。</p> <p>6 高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。</p> <p>看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。</p>	<p>大学院課程の設置に向けた具体化を図る。</p> <p>看護学研究科の教育課程や教育内容の充実を図る。</p>	<p>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。</p> <p>看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p>

<p><b>ウ 入学者の受け入れ</b></p> <p>県立大学にふさわしい学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、国の高大接続改革の動向等を踏まえつつ、多様な能力・意欲・適性を多面的かつ総合的に評価・判定する公正で安定した入学選抜を実施する。</p>	<p><b>カ 入学者の受け入れ</b></p> <p>7 アドミッション・ポリシーに合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。 安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学選抜を実現する。</p>	<p>高校訪問等をおして、受験生が本学の教育を理解し卒業後までをイメージしながら受験準備ができるような情報発信を積極的に行うとともに、高大教育が積極接続した入学選抜を実現する。</p>	<p><b>ウ 入学者の受け入れ</b></p> <p>大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受け入れ、安定した定員充足を維持する。 全学AOセンターを早期に設置し、入学選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p>
<p><b>エ 成績評価等</b></p> <p>学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。 教育の質保証のための各学位プログラムの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいて学生の学修目標を具体的かつ明確に定め、卒業生の資質・能力等を保証するものとして機能させる。</p>	<p><b>キ 成績評価等</b></p> <p>8 授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリックなどを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。 GPAの基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。</p> <p>9 看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。 看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p> <p>10 全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。</p>	<p>教学マネジメントの推進体制を整備し、それによる学修成果の可視化と教育の質保証を全学的に図る。</p>	<p><b>エ 成績評価等</b></p> <p>GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。 学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p>
<p><b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p>	<p><b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b></p>		<p><b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b></p>
<p><b>1 教育に関する目標</b></p>	<p><b>1 教育に関する計画</b></p>		<p><b>1 教育に関する計画</b></p>
<p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標</b></p>	<p><b>(2) 教育の実施体制等に関する計画</b></p>		<p><b>(2) 教育の実施体制等に関する計画</b></p>
<p>より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント活動及びスタッフ・ディベロップメント活動)を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p>11 全学的なFD・SDの実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、大学アライアンスやまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>	<p>種々の課題に機動的に対応して研修を実施し、教職員の質の向上を図る。</p>	<p>これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する計画</b>		<b>1 教育に関する計画</b>
<b>(3) 学生の支援に関する目標</b>	<b>(3) 学生の支援に関する計画</b>		<b>(3) 学生の支援に関する計画</b>
<b>ア 学修支援</b>	<b>ア 学修支援</b>		<b>ア 学習支援</b>
すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学修しやすい環境をつくるため、学修に関する支援制度を拡充するとともに、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直しを行い、改善を図る。 すべての学生の自主的な学修を促進するための仕組みを一層充実させる。	12 すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。 すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。  13 すべての学生の自主的な学修を促進できるように、学修環境の整備・充実を図る。	すべての学生の学修支援について、質の向上を含めて全学的な対応を図る。	すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングコモンズ)等を整備する。 学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。
<b>イ 生活支援</b>	<b>イ 生活支援</b>		<b>イ 生活支援</b>
すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図るとともに、経済的に困窮している学生に対する支援制度について一層の充実を図る。	14 すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。	全ての学生が学修の継続ができるよう、種々の支援を行う。	すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。 経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。
<b>ウ 就職支援等</b>	<b>ウ 就職支援等</b>		<b>ウ 就職支援</b>
すべての学生について、その能力・適性に応じた就職が可能となるよう、キャリアサポートセンターを中心とした就職支援体制の強化を図る。 学生に対し、起業家精神(アントレプレナーシップ)を養う機会を提供するなど、卒業後の進路等に関する多様なニーズに応えるための取組を行う。 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用した、情報交換、サービスの相互利用等の協働体制の構築を進める。	15 個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。  16 COC+Rの取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。  17 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。	学生の就職への機運を高め、活動が出遅れることなく就職活動に取り組み、就職先とのミスマッチを回避する必要がある。  AIの活用は進み、求められるキャリア・スキルは、変わってくる。今後、多様で、高レベルのニーズに応えることが求められることから、必要なスキル・マインドを養成するとともに、アントレプレナーシップの育成を行う。  山梨大学との連携により、就職情報等の共有、企業ガイダンス等の共同実施を進め、サポート情報等の充実が図れる。	個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。

<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>2 研究に関する目標</b>	<b>2 研究に関する計画</b>	<b>2 研究に関する計画</b>
<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b>	<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する計画</b>	<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する計画</b>
<p>公立大学としての意義を踏まえ、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、その成果を広く公表する。</p> <p>各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p>	<p>18 地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究(大学間の共同研究も含む)を推進し、その成果を公表する。</p> <p>19 研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成果を広く社会に還元するために、関連学会(国際学会を含む)やホームページ等で積極的に発信する。</p>	<p>公立大学として地域を意識した組織的な研究の推進を図る。</p> <p>研究成果を客観的に評価する仕組みを構築するとともに、研究成果を積極的に発信できるような環境を整備する。</p>
<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b>	<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する計画</b>	<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する計画</b>
	<b>ア 研究実施体制等の整備</b>	<b>ア 研究実施体制等の整備</b>
<p>地域的・社会的なニーズの高い研究課題や分野を越えた独創的なプロジェクト研究を推進するための弾力的な研究実施体制を確保する。</p> <p>研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を確保する。</p> <p>研究活動の活性化を図るため、研究成果を適切に評価し、その結果を研究費に反映できる仕組みを構築する。</p>	<p>20 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。</p> <p>21 研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。</p> <p>22 各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。</p>	<p>地域研究の拠点となる地域研究交流センターを中心に、分野を超えた独創的な研究活動が実施できる体制を整備する。</p> <p>研究倫理に関する啓蒙活動を継続するとともに、研究倫理審査の体制を検証・整備する。</p> <p>教員業績評価における研究活動の評価基準を見直すとともに、若手研究者を中心に、研究成果を研究費に反映できる仕組みを構築していく。</p>
		<b>イ 研究活動の評価及び改善</b>
		<p>教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。</p> <p>外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p>

<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>3 大学の国際化等に関する目標</b>	<b>3 大学の国際化に関する計画</b>	<b>3 大学の国際化に関する計画</b>	<b>3 大学の国際化に関する計画</b>
国際教育研究センターを中心として、学生及び教職員の国際交流を積極的に進め、大学全体の国際化をさらに進めるとともに、学生が卒業後においてグローバルに活躍できる基盤を育成するための取組を行う。 県内の他機関との連携等により、地域における国際化を推進する。	23 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。 コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態(12人)に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。	地域の国際化を支援するとともに、学生の留学を積極的に支援する。	国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。 中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。 クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。
	24 大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。 国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。	外国人留学生の受け入れ態勢を整える。	
<b>第3 地域貢献等に関する目標</b>	<b>第3 地域貢献等に関する計画</b>	<b>第3 地域貢献等に関する計画</b>	<b>第3 地域貢献等に関する計画</b>
理事長(学長)のリーダーシップのもと、COC+R事業の実施や地域研究交流センターの活動等を通じて、地域のニーズやその抱える課題を的確に把握しつつ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取組を全学挙げて積極的に推進する。	25 地域が求める人材を養成する全学的なセンターを設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長(学長)のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。 地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。	地域に必要とされる人材育成を目指すCOC+R事業は、学生のみならず、社会人も含め実践的教育プログラムとして、構築する必要がある。 また、地域研究交流センターでは、SDGs等の社会課題をテーマとした研究に取り組むとともに、地域と協働して取り組む活動を推進する。	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。 看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。
<b>1 社会人教育の充実に関する目標</b>	<b>1 社会人教育の充実に関する計画</b>	<b>1 社会人教育の充実に関する計画</b>	<b>1 社会人教育の充実に関する計画</b>
社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座の開催をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習やリカレント教育を積極的に推進する。 地域に対し、デジタル社会における基礎的素養であるデータの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得のための機会を提供する。	26 COC+Rの取組において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。	これまで、社会人を対象とした公開講座や養成講座を実施してきたが、COC+R事業等、社会人のニーズに応じたリカレント教育を推進するため、教育方法の改善を図る必要がある。	観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。
	27 大学アライアンスやまなしの取組や大学院課程の設置等を通じて、社会人等に対してデータの分析・利用に関する教育を提供する体制を整備する。	DX人材の養成への期待がある中、ビジネス現場で必要となるスキル、知識等をより深く学ぶ機会を提供する必要がある。	

<p><b>2 地域との連携に関する目標</b></p> <p>県内市町村、企業、他大学などの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究等を推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。</p>	28	<p><b>2 地域との連携に関する計画</b></p> <p>地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。</p> <p>人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。</p>	<p>学内外へCOC+R事業の浸透を図り、取り組みを推進するため、地域人材養成センターを設置するとともに、地域研究交流センター、キャリアサポートセンターとも連携した活動ができるよう学内体制を整備する。</p> <p>また、人間福祉学部では、地域福祉分野での地域課題解決のため、継続して、地域との連携に取り組む。</p>	<p><b>2 地域との連携に関する計画</b></p> <p>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p> <p>産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p>
<p><b>3 教育現場との連携に関する目標</b></p> <p>幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p>	29	<p><b>3 教育現場との連携に関する計画</b></p> <p>教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放することで、高校生等の学ぶ意欲に応えるとともに、入学後に既修得単位として認定できるよう規程を整備し、高大連携を推進する。</p> <p>小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。</p> <p>教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。</p>	<p>高校生の履修機会を増やし、学ぶ意欲に応えるとともに、高大連携をさらに進めることで、志願者の増加に繋げる。</p> <p>また、小中学校への教育支援を継続して実施する。</p>	<p><b>3 教育現場との連携に関する計画</b></p> <p>学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。</p> <p>山梨県及び国立大学法人山梨大学との連携協定に基づき設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の事業活動を展開するとともに、国において検討が進められている大学等連携推進法人(仮称)の全国初の認定を目指す。</p>
<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標</b></p> <p>保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題に関し、その解決に向けて果敢に挑戦する人材を地域に供給するための取組を行う。</p>	30	<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する計画</b></p> <p>キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。</p> <p>COC+Rの取組において、地域づくり、観光高度化、産業の活性化、多文化共生、起業家精神の醸成を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。</p> <p>看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。</p>	<p>インターンシップやMIRIプロジェクト等のプロジェクト型授業など、県内企業・団体との交流の場において、県内企業を知る機会を増やす。また、地域との協働による構築した出口一体型教育プログラム(COC+R)を推進することで、県内就職率の向上に繋げる。</p> <p>また、看護職の実践現場で必要な教育を提供するため、認定看護の育成支援に取り組む。</p>	<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する計画</b></p> <p>県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十パーセント以上を達成する。</p>

<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>	<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>(1) 運営体制の改善に関する目標</b>	<b>(1) 運営体制の改善に関する計画</b>	<b>(1) 運営体制の改善に関する計画</b>
社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長(学長)のリーダーシップの下、学内におけるガバナンスを強化するとともに、組織の見直しなどの体制整備を行う。	31 理事長(学長)のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。	事務局に教学マネジメントを所管する部署を設け理事長(学長)を補佐する体制を整備するとともに、評価結果に基づく見直しを確実に実行するため、被評価部門が納得せざるを得ないような定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する必要がある。
<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標</b>	<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画</b>	<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画</b>
全学的な観点からの柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。	32 職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。	これまで事務局体制は、平成22年度法人化前の県立大学の人員体制をベースに構築してきたが、社会環境が大きく変化する中、現在の大学機能を維持するため本来必要とされる人員体制を整備するとともに、県派遣職員、プロパー職員、法人職員を問わず、その能力を最大限発揮できるような人事制度を構築する必要がある。
<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標</b>	<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する計画</b>	<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する計画</b>
専門知識・能力を有する人材の確保・育成、組織の整理・統合及び業務改善を行うとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、全学的な事務の効率化、合理化及び高度化を進める。	33 大学アライアンスの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により、事務の効率化を進める。	本学における事務の効率化・合理化・高度化を図るためには、事務局の中核を担うプロパー職員の能力開発が必須であるが、そのためには、外部と交流し刺激を受けることが極めて効果的であり、外部研修への積極的な参加を促すとともに、山梨大学との人事交流を戦略的に進めていく必要がある。 今後も時代の変化に応じた新たな業務が発生する一方、大学の収支予算を考えると人員増は見込めない中、事務の効率化を進めるためには、大学をあげてDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する必要がある。
<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>2 財務内容の改善に関する目標</b>	<b>2 財務内容の改善に関する計画</b>	<b>2 財務内容の改善に関する計画</b>
<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b>	<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する計画</b>	<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する計画</b>
運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。	34 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。 寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ(命名権)など新たな自己財源の開拓を図る。	本学の収入のうち、県からの運営費交付金や授業料等学生納付金については、今後も大幅な増加は見込めないことから、外部研究資金の獲得に向けた取組を継続するとともに、新たな自己財源の開拓を図るための検討を始める必要がある。



<b>(2) 学費の確保に関する目標</b>		<b>(2) 学費の確保に関する計画</b>		<b>(2) 学費の確保に関する計画</b>
授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。	35	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	授業料等学生納付金については、公立大学の役割や本学の財務状況等を考えると、値上げも値下げも難しい状況にあるが、優秀な学生の獲得という観点から、他大学の状況に関心を払う必要があり、これらの状況を的確に把握し適切な金額設定を行う必要がある。	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。
<b>(3) 経費の抑制に関する目標</b>		<b>(3) 経費の抑制に関する計画</b>		<b>(3) 経費の抑制に関する計画</b>
予算の弾力的かつ効率的な執行、管理的業務の簡素化及び合理化等を推進し、並びに教育研究水準の維持向上に配慮しつつ、組織運営の効率化等を進めるとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、経費の抑制を図る。	36	継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。	継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現することはもちろんであるが、連携推進法人の枠組みを活用することで規模のメリットを活かした経費の抑制に積極的に取り組む必要がある。	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。
<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標</b>		<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する計画</b>		<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する計画</b>
全学的かつ経営的視点から、保有資産を適正に管理し、効率的な運用を行う。	37	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。未利用地について、より効率的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。	施設・設備等を大学の運営に支障がない範囲で外部へ積極的に貸し出すことはもちろん、これまで管理費用の負担だけがかった未利用地について、収益を生み出せるようにする必要がある。	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。
<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b>		<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する計画</b>		<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する計画</b>
業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、業務運営の改善に活用する。	38	監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。	教学経営の目標を分離し、業務運営に関する目標として内部統制の機能強化を図る。	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。
<b>4 その他業務運営に関する目標</b>		<b>4 その他業務運営に関する計画</b>		<b>4 その他業務運営に関する計画</b>
<b>(1) 情報の公表等の推進に関する目標</b>		<b>(1) 情報公表等の推進に関する計画</b>		<b>(1) 情報公開等の推進に関する計画</b>
広報体制の整備・強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行うことにより地域への説明責任を果たす。	39	大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。	本学をより知ってもらうため、あらゆる媒体による広報活動を進める。	大学ポータルサイトに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。 大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。
<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標</b>		<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する計画</b>		<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する計画</b>
良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。	40	学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。	地域に必要とされる大学利用の促進を図る。	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。 大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。

<p><b>(3) 安全管理等に関する目標</b></p> <p>個人情報などの大学の保有する情報のセキュリティを確保するとともに、地震や感染症蔓延などの災害時における学生・教職員のリスクマネジメントを推進し、安全・安心な教育環境の維持、構築等を図る。</p>	41	<p><b>(3) 安全管理等に関する計画</b></p> <p>安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。</p>	<p>学内だけでなく、地域と連携した危険回避・除去を図る。</p>	<p><b>(3) 安全管理等に関する計画</b></p> <p>学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p>
<p><b>(4) 社会的責任に関する目標</b></p> <p>法令遵守の徹底、人権尊重や男女共同参画、SDGsの推進など、社会的ニーズに応じた大学運営を行うとともに、大学の持つ人材、情報等の還元を通じ、地域からの信頼を高め、地域への貢献度の向上を図る。</p>	42	<p><b>(4) 社会的責任に関する計画</b></p> <p>法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などSDGsの推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>	<p>時宜にかなった推進意識の醸成と大学財産の地域社会への還元を含めた社会貢献を図る。</p>	<p><b>(4) 社会的責任に関する計画</b></p> <p>法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>